

香美町介護職員確保対策事業（外国人雇用）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内の介護保険事業所における介護職員の人材確保及び移住・定住を進めることを目的に、外国人介護職員を新たに雇用した事業所に対し、町が予算の範囲内で助成金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 本町に事業所を有する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所、介護医療院又は基準該当居宅サービスを行う事業所をいう。ただし、香美町、公立香住病院又は公立八鹿病院組合が設置する事業所を除く。
- (2) 事業者 町内で事業所を運営する法人その他の団体及び事業を行う者であつて、町内に住所を有するものをいう。
- (3) 外国人介護職員 利用者への介護及び看護サービスの提供や相談、指導業務等に専ら従事し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げる在留資格が特定技能若しくは技能実習のうち業種が介護の者、又は同法別表1の5の表に掲げる在留資格が特定活動のうち活動内容が経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の者で、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づき事業所に適切に雇用された者をいう。
- (4) 受入調整機関等 外国人介護職員の受入調整を行う公益社団法人国際厚生事業団、公益財団法人国際人材協力機構、外国人技能実習機構から認定され

た管理団体又は出入国在留管理局に登録された登録支援機関をいう。

(助成金の対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象者（以下「対象事業者」という。）は、令和5年4月1日以降、新たに事業所に採用され、町内に住所を有する外国人介護職員を雇用した事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業者としない。

- (1) 町税の滞納がある者又は必要な申告を行っていない者
- (2) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第1号及び第2号の規定に該当する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、助成金を交付することが適当でないと町長が認める者

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、対象事業者が外国人介護職員を新たに雇用するために受入調整機関等に支払う経費のうち、雇用した年度の末日までに支払う経費とする。

2 国県等からこの助成金と同種の助成金等の交付を受けている、又は今後受けようとする経費は除くものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1とし、外国人介護職員1人につき50万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、香美町介護職員確保対策事業（外国人雇用）助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 外国人介護職員の労働契約通知書、雇用契約書等、雇用に関する書類
- (2) 社会保険の加入が確認できる書類
- (3) 外国人介護職員の在留カードの写し(表裏面)
- (4) 前号の在留資格が特定活動の場合は法務大臣が個々に指定した活動等が記

載された指定書の写し

- (5) 経費の内容が確認できる書類（請求書等）
- (6) 経費の支払いが完了したことが確認できる書類（振込書等）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、香美町介護職員確保対策事業（外国人雇用）助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた対象事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、香美町介護職員確保対策事業（外国人雇用）助成金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。